



明治～大戦期の兼松における女性従業員

藤村, 聡

(Citation)

国民経済雑誌, 204(5):43-59

(Issue Date)

2011-11

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81008371>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81008371>



明治～大戦期の兼松における女性従業員

藤 村 聡

国民経済雑誌 第204巻 第5号 抜刷

平成23年11月

明治～大戦期の兼松における女性従業員

藤 村 聡

メーカー系企業の女性労働者に関する研究が膨大な成果を誇るのとは対照的に、戦前期のホワイトカラー企業に就労した女性従業員の分析は乏しい。これは史料制約によるところが大きく、基礎的なデータの蓄積が望まれている。そうした研究史の現状に鑑みて、本稿は明治22年の創業から大正7年の第一次大戦の終結前後までの貿易商社兼松における女性従業員の動向を検討し、創業期には貿易商社にも女工集団が存在したほか、女性としては戦前期を通じて唯一の正規社員が就労するなど、ジェンダーに基づく人員構造が確立したと言われる戦間期と異なる状況を観察した。

キーワード 兼松, 女性史, ジェンダー

1 企業内ジェンダー構造の概要

本稿は戦前期兼松の女性従業員を考察する。企業経営とジェンダーに関しては、メーカー系企業では紡績工場で働く女工を中心に様々な分析が蓄積されてきたが、ホワイトカラー企業の女性従業員の実態は史料制約から不明な部分が残されている¹⁾。

戦前期の兼松が雇用した女性従業員の職種は、記帳助手や電話交換手といった事務職員のほか、工女や倉庫人足（史料には「蔵女」という呼称で登場する）・賄婦などの雑役婦である。ただし工女は創業期で姿を消し、また工女・倉庫人足・賄婦が非正規の臨時雇用であったのに対して、当初は少数であった事務職員は正規雇用の常勤者として次第に女性従業員の中核に成長し、明治末年～大戦期には正式に店員に登用された女性職員も登場している。女性従業員の構成や位置づけは時期によって変化しており、本稿ではその具体的な就労形態を検討したい。対象時期は、兼松が日豪貿易の開拓を目指して神戸で創業した明治22（1889）年から第一次世界大戦の終結（大正7年、1918年）前後とする。

戦前期の兼松の人員構造を分析する際に基礎的素材になるのが名簿である。兼松自身が在勤者を区分している名簿は、兼松がその人員をどのような存在として認識していたかという点を明記する重要な資料であり、その様式や情報の種類から下記の3タイプに大別できる。

タイプA：重役と男性職員（店員～給仕，倉庫員や宿直員）を記載する。

- ㄨ B：重役と男性職員以外に女性職員も記載する。長期雇用の在勤者ならば雑役婦も記載する場合がある。
- ㄨ C：上記人員に加えて，臨時雇用の雑役者も含めて全ての在勤者を網羅した名簿である。

男性職員を記載するタイプAの名簿は連年作成された（戦間期には賞与が支給される半年に1回の頻度である）。男性職員は名簿以外の史料も豊富で，月俸や賞与額のほかに出身地・学歴・年齢・入店年齢・退店理由・異動・人事評価など詳細な情報の採取が可能であり，男性職員に関しては名簿と諸史料を合わせれば，きめ細かいパネルデータが組めるレベルで全員の動向を明らかにできる。

女性職員を併記するタイプBの名簿は，往々にして女性職員の年齢や勤務年数は欠落しているので，各年の名簿を照合して推算する必要がある。また合計人数だけを記載する年もある。さらに名簿作成の途中の期間に入退店した短期在勤者は補足が困難で，女性職員は若干ながら名簿から洩れている危険性は否定できない²⁾。特に明治末年までは欠落が大きく，ある程度の精度を保証できる情報は大战期を待たなければならない。諸史料でも女性職員の出身地・学歴・退店理由といった個人情報ほとんど皆無であり，重役書簡に女性従業員の勤務評定や消息を記載したケースが散見できる程度である。

すべての在勤者を網羅したタイプCの名簿はほとんど作成されなかった。その理由は雑役に携わる非正規の臨時雇用者の流動性は高く，その人件費も比較的少額で名簿記載の必要性が低かったのが一因と推測される。名簿以外の史料も記述が乏しく，雑役者の全体的な追跡は困難と言わざるを得ない。

本稿では，これらの名簿以外に，断片的に残る『辞令簿』『通達書』や重役たちが執筆した『日豪間通信』の記述から女性従業員の動向を把握したい。

まずは兼松の人員構成の概観を提示すべく，稀少なタイプCの名簿に基づいて，表1に在勤者の身分や職位（主に辞令の呼称に準拠している）を整理した。これは大正8（1919）年の年末賞与金の支給に先だって作成された名簿で，シドニー支店のオーストラリア人従業員を除いて，作成時に在勤した全ての人員を網羅する。

在勤者の身分区分には複数の指標が想定できる。具体的には名簿掲載の様式，賃金給付形態（月俸と日給），賃金支出の勘定科目の違い，辞令交付の有無（男女職員は採用や昇進時に辞令が交付される一方で，雑役者は辞令交付の対象外である），さらには昇格ルート³⁾の差異などが利用できるが，その内実は複雑かつ錯綜して区分は単純ではない。本表では就労空間や職務集団，辞令交付という複眼的な観点に立脚して，在勤者の身分を重役・男性職員・

表1 大正8年の人員構成 単位：人

身分	職位	男性	女性
重役	取締役	5	0
	監査役	2	0
男性職員	店員・店員待遇	36	0
	準店員	18	0
	見習	8	0
	雇員	2	0
	給仕	14	0
	倉庫員 日濠館番人	5 1	0 0
女性職員	女子雇・見習員	0	2
	電話交換手	0	2
雑役者	輸出倉庫常備	11	2
	輸出倉庫日給女	0	16
	賄婦	0	2
合計		102	24

女性職員・雑役者に大別した。

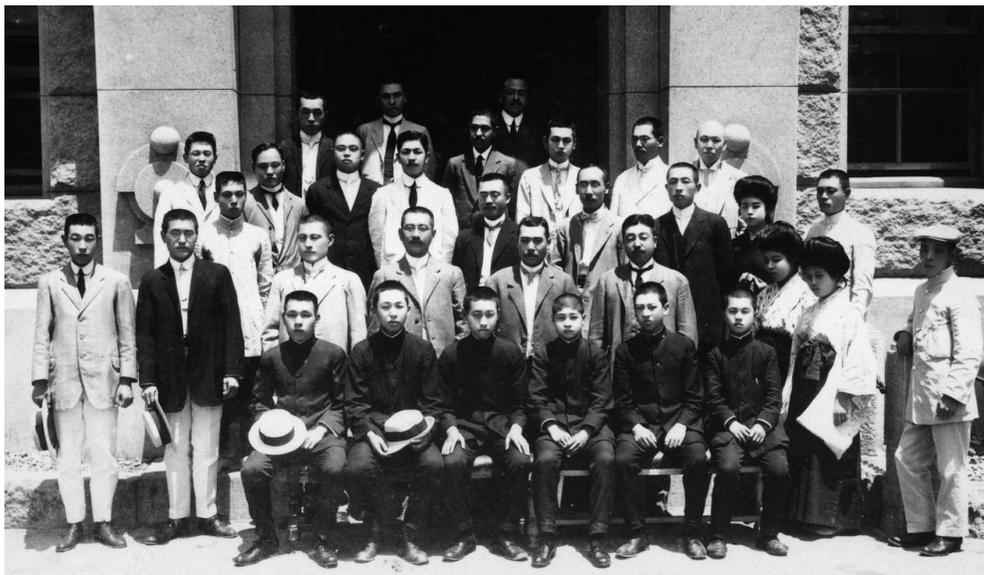
重役は取締役及び監査役であり、男性職員の内訳は店員（一般に言うところの正社員）と店員待遇、準店員～給仕（店員にまだ昇格していない10歳代半ばから20歳代前半の若年男性で原則的に店員への昇格が予定づけられていた）、倉庫員（倉庫業務の監督者）、日濠館番人である。日濠館番人は「日濠館」と呼ばれた本店建物の宿直員で、大正8年から間もなく本店は移転したので同職は廃止された。これらの重役と男性職員がタイプAの名簿の記載者である。

女性職員は電話交換手・女子雇・見習員の4名が在勤し、後年の名簿では雇や見習員はタイプBの職種に合わせた表記に変化している。ここまでがタイプBの名簿に記載される人員であり、また男女共に職員は正規雇用の常勤者である。

最後の雑役者は非正規の臨時雇用で、この名簿では輸出倉庫常備・輸出倉庫日給女・賄婦が記載されている。輸出品は多量多岐にわたるので出入庫や梱包に相当の労働力を要し、常備は名称通りに雇用が安定している者で10年以上も兼松で働く者もいたが、あくまで取扱い上は臨時雇用であった。日給女は極短期の雇用契約で、こうした倉庫で働く労働者は通常の史料では性別に関わりなく「人足」と書かれている。また重役や男女職員の賃金支出が『経費勘定帳』の「人件費」に記載されているのに対して、倉庫人足は「輸出商品荷造勘定」、賄婦は「賄費勘定」と別の勘定科目から支出された。

各カテゴリーの人数を観察すると、重役7名、店員と店員待遇36名、若年職員の準店員～給仕42名、倉庫員と日濠館番人が6名で、男性の常勤者は90名を超える。その反面で女性職

図1 大正4年の神戸本店における集合写真



この写真は藤井松四郎取締役のオーストラリア転任に際して、大正4（1915）年7月8日に神戸本店「日濠館」玄関前で撮影された記念写真である。ここで撮影されているのは常勤者だけで臨時雇用者は含まれず、タイプBの名簿（ただし神戸本店の在勤者のみ）に相当する。

最前列の詰め襟を着て座る6名は10歳代半ばで入店した給仕や倉庫員見習である。画面右端の白い着衣の男性2名と、同じく白い着衣の3列目左端の人物は倉庫員で、この3名は他のスーツ姿の男性と異なりネクタイなしのステンカラーで、服装が身分明示の一手段になっている。2列目左端とその後方のいかにもスーツを着慣れていない若々しい数名は準店員や見習員といった若年者である。

画面右側に、給仕と倉庫員にはさまれて袴姿（北村が表現する「海老茶袴」）の女性3名が確認できる。最前列と2列目の白い上着の女性は電話交換手、3列目の黒い着衣が女性店員KKである。また3列目中央（KKから左3人目）の黒いスーツ姿が前田卯之助取締役、その前列に重役が並び、前田の右下が古立直吉、その左に藤井松四郎と四方素の3名の取締役が写っている。

員は4名しかおらず、常勤者は圧倒的に男性が多い。しかし臨時雇用の雑役者は男性11名に対して女性20名で男女比は逆転し、雇用が不安定な職務は女性労働者が多数を占める。これは従来の研究でも指摘されているように、家計を担う男性が優遇された一方で、女性労働者を単なる補助的役割と見なしていた社会意識の反映かもしれない。

また本表は業務の中核は男性職員が占有し、その下位に女性職員が位置して、周縁部を臨時雇用の雑役者が取り巻くという構造を示しており、この構造は、おそらく創業期から第二次世界大戦直前まで変質しなかったと思われる。

こうした構造を表現する一例として、前ページに掲示した集合写真に注目したい。これは大正4年に神戸本店で撮影された写真で、本店勤務の男女職員に加えて折良く本店を訪れていた東京支店の前田卯之助取締役も写り、後出の女性店員KKも右端に姿を見せる。男性職員の集合写真が多数残る一方で、次ページに掲載した蚕糸部工女（厳密には蚕糸部の集合写真）を除けば、菅見の限りでは女性職員を撮影した写真はこの1枚だけであり、貴重な記録と言える。

ここで人物の配置様式に着目すると、画面中央に重役、その周辺に店員、外側に準店員・見習員・給仕・倉庫員・女性職員が置かれており、さらに撮影対象にならなかった倉庫人足や賄婦といった文字通りインヴィジブルな臨時雇用者が画面の外に存在する。そうした観点で見ると、本店前に重役や従業員が勢揃いしたこの写真は、中核から周縁部へと向かう社内序列の忠実な投影とも理解できるのである。

2 工女集団の活動

産婆や小売接客業といった伝統的な職種以外に、明治5（1872）年に開設された富岡製糸場を起源にする紡績工場の女工や、明治8年開校の女子師範学校から始まる小学校教員などは明治初期でも女性の雇用に積極的な領域であった。

しかし企業や官公庁に就労する女性の事務職員は明治半ばまで登場せず、最初期の事例は明治27（1894）年の三井銀行及び茨城県竜ヶ崎町役場⁴⁾と言われる。兼松でも女性事務職員を初めて雇用したのは、明治22年の創業から十数年が経過した明治34年まで待たなければならない。賄いや清掃等の日常的な雑事に携わる雑役婦は創業直後から雇用された可能性は大きい⁵⁾が、それも名簿で確認できるのは明治35年以降である。創業期は近世商家と同様に店員（手代）や給仕（丁稚）たちが店舗内に居住する職住一致形態であったから、そうした雑務の大部分は丁稚などの若年男子従業員が対処していたのかもしれない。

創業期の女性従業員で目を惹くのは、工女の集団である。明治25年の『兼松商店史料』にはオーストラリア向けの輸出品に関して、次のような一節が見える。⁵⁾

図2 明治33年の蚕糸部集合写真



襟元に「兼松商店 蚕糸部工女」と染められた揃いの半被にかぶった20名以上の工女が蚕糸の選別作業に従事しており、画面後方には同じく半被姿の男性労働者が並び、彼らは蚕糸を倉庫に搬入出する人足や倉庫員と推測される。それ以外にコート姿や羽織姿の人物は蚕糸部所属の店員と思われる。こうした工女や倉庫人足たちが労働している情景はメーカー系企業ならばともかく、ホワイトカラー企業であった兼松の史料にはほとんど登場せず、この写真は貴重な記録と言える。

骨董類似品ノ輸出版売ハ、其成蹟面白カラズシテ二年ニシテ殆ンド廃絶セシガ、小売店向キノ絹手巾ハ、輸出品目中、益其重要ノ度ヲ高メ来ルニツキ、旧臘店舗移転ノ結果、倉庫ノ便宜モ加ハリタルヲ幸ヒ原料羽二重ノ俣ニテ仕入れ、之レヲ手巾トスル加工ハ此年ヲ以テ自営ニ移シ、五月^(空字)教師トシテNT女ヲ雇入レタリ
 尔来、固ヨリ盛衰アリト雖モ、此手巾自家製造八十年近ク継続セラレ、三十三年末、織物部廃止ノ節ニ及ビタリ

創業期には輸出入共に取扱い商品が安定せず、創業者の兼松房治郎がオーストラリア向けの主力輸出商品に見込んでいた米も期待したほどの利潤はもたらさなかった。骨董品の輸出は1～2年で途絶したという史料冒頭の一文でも窺い知れるように、利益が期待できる商品に

は片っ端から手を出していたというのが実情であり、実現はしなかったものの、この時期には日本から豪州への移民仲介業に乗り出す企画も立てられている。

その中で絹手巾（ハンカチ）は有望な商品であり、絹生地⁶の羽二重を原料に絹手巾を自社製造すべく、*NT*という女性を教師役に雇用したと述べている。別の記事では、同女を頂点に「絹手巾ノ加工自営次第ニ繁忙ヲ加ヘタル結果、倉庫二個所四五十坪ヲ増借シテ、工女ノ員数ヲ増加スル等、着々其歩武ヲ進メツ、アリ」⁶と40～50坪の倉庫2箇所⁶で工女の集団が絹手巾の製造に携わっていたと伝える。ただし絹手巾の自社製造は10年ほどで打ち切れ、長年にわたって同品の製造を指導した*NT*には明治34年11月に帰郷旅費67円22銭と旅費手当10円を支給した記録があるから、その時点で解雇されたと思われる。

こうした工女集団は絹手巾に限らない。絹手巾よりも盛況であったのは蚕糸部の工女である。兼松は明治20年代末から蚕糸取引に乗り出し、その取引額は一時は経営の支柱であった日豪貿易に肩を並べるほどの勢いを誇示した。『兼松商店史料』は蚕糸部が雇用した工女たちが蚕糸を選別する情景を語り、前ページの掲載写真では襟元に「兼松商店 蚕糸部工女」と染め抜かれた揃いの半被を着用した20名以上の工女と十数名の男性労働者が撮影されて、蚕糸部の景気の良さを物語っている。ただし蚕糸部の利益は帳簿上の金額にすぎず、加えて先物取引に失敗して巨額の損失を出したので、明治34年恐慌後の経営建直しの一環で蚕糸部は廃止が決まり、兼松は蚕糸取引から撤退した。

これ以後の兼松は絹手巾の製造や蚕糸取引には関与せず、大正後期にはオーストラリア向けタオルの製造に着手しているものの、それは社外に設立した製造会社にタオル生産を委託する方法を取り、社内で多人数の工女が製造作業に従事したわけではない。工女集団は創業期の兼松を彩ったあだ花であったと言える。

3 女性事務職員の雇用

史料で最初に確認できる女性の事務職員は、神戸本店が明治34（1901）年7月に雇用した電話交換手である。『辞令簿』によれば同人の身分は「雇員」で、電話見習生として日給12銭の処遇を受けている。神戸本店の電話設置は明治30年であり⁷、設置当初は男性職員が交換手を務めたのか、あるいは明治34年に入店したこの交換手以前に別の女性交換手が活動したのかはさだかでなく、また同人は採用の辞令以外には何の記事も残っていないから、おそらく短期間の在勤にすぎなかったように思われる。

後年に女性職員の中心業務の一つになった記帳作業を担当する女性職員の雇用は、明治37（1904）年9月に入店した*IT*をもって嚆矢とする。女性職員*IT*の入店年齢や履歴は一切明らかでなく、9月の月俸は2.2円（おそらく入店月の賃金は日割り計算をしたために半端な金額になった）、11月に改めて月俸8円の辞令が交付された。その職務は会計部助手で、

それまで記帳を担当していた男性店員が日露戦争の従軍によって店務を離れたので、その補充に採用したというのが雇用の理由であった。なお、この辞令では「六等店員 月俸八円」と書かれており、一見したところでは正社員である店員身分にも見受けられるが、他の史料と照合すると同女は飽くまで非正規雇用の雑員であり、辞令は「等外六等店員」（等外は常勤の非店員を意味する）の書き誤りではないか。

この女性職員の雇用について、シドニー支店支配人の北村寅之助は、神戸本店宛の書簡で「会計助手ニ婦人御採用の由、一進歩と可申歟、海老茶袴の監督ニハ四方素教官適任ニ可在之、他のガリ々々連中ニテハ安心相成間敷候⁸⁾」と女性職員の雇用を一進歩と肯定的に評価し、その上司には四方素店員が適任であり、他の連中では駄目だと申し送っている。また文中の「海老茶袴」という表現は当時の若年女性の服装を意味しているから、ITは20歳前後の若年女性と推測される。ただし明治37年9月に入店した同女は翌38年1月に退店して在職期間は5ヶ月にすぎない。辞職の理由は不明である。

このITや次節で紹介する女性店員KKの学歴を伝える史料はなく、その他の女子職員もその種の情報はほとんど得られない。そうした中で、次に挙げる史料は女性職員の出身学校を明記した珍しい事例である。⁹⁾

拝啓、日本女子商業学校卒業生KR（十八才）、帳面の手伝や電話の取次等の雑務之為め
備入ノ見込にて月初来仕事見習ハセ居候間、御含置被下度候
右参考として貴店傭女子給料（昇給したるものハ初給よりの経過の概略）御通知被下度候

これは東京支店を管轄する前田卯之助が、明治43年に神戸本店の古立直吉支配人に執筆した書簡の一節であり、記帳補助や電話取次の雑務に当たらせる目的で女性職員1名を雇用すると報告している。この書簡では、神戸本店では記帳補助員と電話交換手に分離していた職務が東京支店は混合している点も注目されて、これは支店の業務規模が神戸本店よりは小さく、また記帳や電話取次もさほど複雑な業務ではなく、新人1人で対応できる仕事であったからと考えられる。

また日本女子商業学校の卒業生で年齢は18歳と書かれているから、新卒か、それに近い人物と判断される。私立日本女子商業学校は明治36年に東京で開校し、普通教育と共に簿記などの商業教育も実施したものの当初は十分な入学者が見込めず、校名から商業の文字を外す案も検討されたという。同時期は、明治40年に名古屋女子商業学校、同41年に横浜女子商業補習学校が開校するなど女子商業教育の黎明期に当たる¹⁰⁾。その意味で、KRは私立日本女子商業学校の設立直後の卒業生であるのみならず、日本全体においても商業教育を修了し、企業に勤務した最初期の女性と評価してよい。この後、大正元年の名簿では東京支店に記帳補

表2 創業～大戦期の人員構成変化

単位：人

身分	職務	明治30年 (1897)	明治38年 (1905)	大正元年 (1912)	大正6年 (1917)
重役	取締役・監査役	3	2	2	7
男性職員	店員	15	10	18	27
	準店員～給仕	3	1	3	11
	倉庫員・宿直員	3	2	3	4
	合計	21	13	24	42
女性職員	店員	0	0	1	0
	雑員	1	2	2	2
	合計	1	2	3	2
総計		25	17	29	51

- ・日本人在勤者のみで、オーストラリア人在勤者は含まない。
- ・「店員待遇」は店員に含む。

助の女性職員1名が確認できるものの、氏名が記載されていないので同女か否かは判断できない。

創業期から大戦期までの女性職員の推移を観察すべく、男性在勤者を併せて明治30年から大正6年までの人員構成を性別に整理したものが表2である。本表は前述のタイプBに該当する名簿に基づいて常勤の職員を対象にしており、史料的制約から人足や工女といった臨時雇用の雑役者は記載していない。時期的差異もあって表1の区分とは表記が異なり、女性職員のうち非店員の者は雑員と総称している。

ここで見るように明治30年は総計25名のうち、男性は重役3名、男性職員は店員15名、準店員～給仕3名、倉庫員3名（同年は宿直員はいない）で合計24名に対して、女性職員は絹手巾製造の教師役を務めるNTの1名だけである（厳密には職務上は同女は雑役者である工女にカテゴリーされるべきであるが、その雇用は安定して在職期間は長期に及んでおり、タイプBの名簿にも掲載されて常勤雇用の職員と同じ扱いを受けている）。明治38年の女性職員の雑員2名は記帳助手ITと「茶飯掃除」を担当する雑役婦1名である。この雑役婦は明治36年から大正4年まで夫婦で神戸本店に住み込んで雑役をこなす仕丁を務めており、入店時には「月給金五円支給す」と月俸給付の辞令が交付された。ただし大正8年の人員構成を提示した表1で見ると、こうした雑役婦は大戦後には正規雇用から臨時雇用扱いに転落している。

創業以来、正社員と言うべき店員に登用された女性はいなかったが、大正元年には女性店員1名を掲載している。これは明治44年に店員に昇格し、大正5年に退店した女性店員KKであり、ほかに大正元年の女性の雑員は東京支店の記帳補助職員と神戸本店の雑役婦、同6

年は神戸本店の電話交換手2名である¹¹⁾。

このように創業期～大戦期に在勤した女性職員は僅少であり、延べで約10名にすぎない。その在勤年数は絹手巾製造の教師役として10年間勤務した*NT*や、在勤12年に達する女性店員*KK*以外は、ほとんど1年か、長くて数年程度の短期間で終わった模様である。

また本表で大正元年と同6年を比較すると、男性職員は24名から42名に増加しており、とりわけ若年男子の準店員～給仕は3名から11名に激増した一方で、女性職員は2～3名で変わらず、大戦期の業務拡大には専ら若年男子従業員の増員で対応し、女性労働力はその代替¹²⁾になっていないことにも注目しておきたい。

4 女性店員*KK*の肖像

4.1 その履歴

戦前期兼松の女性職員の中で異彩を放つのは、女性でありながら唯一人、正規の店員に昇格した*KK*である。その在勤年数は10年以上に及び、また唯一の女性店員に昇格したという点からも同女に関する記述は比較的豊富に残っている。創業期～大戦期の人事政策の一面を探るべく、本章では同女の動向を観察しよう。

*KK*が兼松に入店したのは明治38年3月で、同年1月に在勤数ヶ月で辞職した女性記帳助手*IT*に代わり、記帳補助の「雇」という身分で採用された。初任給は7円、入店年齢は17歳で学歴や出身地は明らかでない。

翌年には臨時雇用の「雇」から常勤の「等外六等」に昇格して月俸8円になり、同40年に9円、同41年に11円と昇給を重ねて、明治44年に店員に昇格した。その事情を『兼松商店史料』は次のように語っている。

同女ハ明治三十八年三月記帳補助トシテ入店以来、精励恪勤、会計主任ヲ佐クルコト六年有半、漸次担当事務ニ習熟通曉シ、特ニ四方主任ノ輸出兼務以来ハ会計事務ハ殆ンド同女ノ一身ニ引受ケ、従来商店ノ慣行上、店長・支配人・会計主任以外ハ副支配人ト雖モ公知セシメラレザリシ総資産総損益ニ至ル迄、凡テ同女ノ作表ニ待ツ実情ヲ見テ、前田等会計主任ノ如此事務振当テ大局上不当ナリトシテ抗議セシ位ノ有様ナレバ、同女当務ノ実質并ニ技能等ヨリ進歩主義ナル店祖ノ此沙汰ハ毫モ不当トスベキモノ無キモ、年長男子ノ等外者等猶多キ場合ニ女子ノ店員昇格ハ当時ノ日本ノ習慣乃至環境上、抑カ突飛ニシテ、特ニ集会等ノ場合、取扱上、少ナカラザル不便ヲ感ジタリ

文中に現れる四方素是最古参店員の一人で明治31年に会計部主任代理、翌32年に会計部主任に任命されて、同40年には会計部と輸出部の主任を兼任、後に取締役¹³⁾に就任した。この史料

によれば、四方が輸出部主任を兼任した以降はKKがほとんど一人で神戸本店の会計事務を担当し、店長の兼松房治郎・原幸治郎支配人・四方会計部主任以外は関知できないはずの総資産や総損益といった機密性が高い財務諸表も作成しており、同女への重要業務の集中は東京支店を管轄する前田卯之助が危惧するほどだったという。

進歩的思想の持ち主であった創業者の兼松房治郎はKKの精勤と能力を認めて店員昇格を決断し、明治44年10月に戦前期を通じて空前絶後の女性店員が誕生した。ただし女性の店員登用は当時の企業社会でも異例というか、いささか突飛であり、特に集会の開催では少なからざる不便があったと前田は語る（これは、おそらく店員総会後に催される慰労会を指している。男性にとっては和気藹々の雰囲気でも、女性が一人混ざっていると具合の悪い場面があっても不思議ではない）。

日露戦争に出征した会計業務担当の男性店員は復職後は他の部署に転属し、KK自身が退店した第一次大戦半ばまで女性店員KKが会計業務を双肩に担っていた。大正3年7月にシドニー支店長の北村寅之助が神戸本店に宛てた書簡には「筆者の私借勘定尻六千四百六十九円余の分御来示、署名返上仕候、何卒、誤算無之様、KK女史へ御注意置可被下候¹³⁾」とあるほか、翌4年11月の書簡ではKKだけに依存せず、重役自身も綿密に帳簿の検査を怠らないようにと申し送っており¹⁴⁾、KKが会計業務の中核であった様子を物語っている。

このようにKKは会計部の支柱とも言える逸材であったが、大戦中の激務による過労で健康を害して大正5年1月から休職し、療養の効果はあったものの復職すれば再発の危険があるという医師の診断で6月に退店した。重役書簡では退店を受諾するように説得したと書かれているので、本人にとっては不本意な退店だったのかもしれない。退職年齢は28歳で、断片的な史料から判断すると未婚であった。

退職時の月俸は30円で、長年の労苦の酬いるべく退職慰労金2千円が贈呈された。大正5年には兼松でも定年制度が導入され、また持株会の一種である兼松奨励会が大正7年に創設された後は、従業員が受け取る退職慰労金は著しく増額したが、それ以前は微々たる金額であり、男性職員でも最高額が820円、せいぜい数百円程度にすぎない¹⁵⁾。それを考慮すればKKに支給された2千円は巨額で、破格の待遇である。

ところが大正9年にはKKの復職が確認できる。本稿の対象時期から逸脱するが、その位置づけを探るために再入店後の動向も触れておこう。

再入店は大正9年4月で、復職時の月俸は45円であった。復帰の事情はさだかでなく、あるいは同時期には商業学校新卒の女性職員2名が相次いで退店して手不足になっていたから、その補充に兼松から復職を懇請したとも思われる。

ただし再勤したKKは店員ではなく、一段低い「等外」という身分であったことには注意しなければならない。この後も店員には昇格せず、雑員扱いの「会計助手」に据え置かれて

非店員身分で勤務している。店員に登用されなかったのはKKだけではなく戦間期のすべての女性職員に共通し、これは大戦後に確立したジェンダーに基づく人員構造の反映であった。

業務自体は大正5年の退店前と同様に、日常的な記帳や伝票処理だけではなく、相変わらず決算手続きといった機密性が高い業務も任されている。また、かなり強い権限を付与されており、大正後期の情景を若い店員は次のように回顧する。¹⁶⁾

兼松には奨励会という制度があって、何年かすると無償で株主にしてもらえ、配当金をいただくことになっていた。だが現金がもらえるのは月給だけで、賞与も配当も小さな紙切れ1枚だけで全部預金になっていた。また、会計にはKKさんという女史がいて、預金引出しにはいちいち用途を確かめないと出してくれず、一苦労したことを覚えている。

KKは従業員の賞与金や配当金の預金も管理し、男性たちの不心得な行為を抑制するために同女が用途に納得しなければ預金の引き出しは容易でなかった。非店員の身分ながら若い社員に睨みをきかす「お局様」的な雰囲気かしのばれるが、上記のように回顧する店員自身がKKを言いくるめて手中にした預金を懐に、妻君には内緒で歓楽街に繰り込んだと告白しており、KKの警戒も根拠がない事ではなかった。また大戦後の反動不況で金融難に陥っていた時期には、重役たちは内部留保金を厚くするために預金引出を抑制するという方針を取っていたから、KKの対応は恣意的な判断ではなく、上司の指示を踏まえた行為でもあった。

長年にわたって兼松に多大に貢献したKKは、大正13年1月に最終的に退店した。今回の在勤年数は5年で退職時は月俸70円、退店年齢は36歳で退職慰労金750円が支給された。

退職理由は結婚であり、北村は結婚は同女にとっては幸福だと祝福しつつも、兼松には損失にほかならないと退店を惜しんでいる。同年3月には結婚相手の男性が東京に転勤し、KKも神戸から離れるので別離の挨拶に来たという記述を最後に、同女の動向を伝える史料は残されておらず、その後の消息は不明である。

4.2 賃金の処遇

戦前期兼松の歴史を通じて、女性で唯一の店員に昇格した事実でも証されるように、KKが高い評価を受けていたのは間違いない。しかし身分はともかく、実際にどの程度の賃金が支給され、それは男性職員と比較して格差があったのかを検討する必要がある。

もっとも、その作業はKKとはほぼ同一年齢で、しかもある程度は継続的に在勤した人物を捜さなければならないが、明治後期～大戦前半期の在店者はせいぜい数十名で人員数が少ないので容易でない。そのため月俸比較を試みた表3では、KKの比較対象は男性職員3名に限定せざるを得なかった。表では月俸額と共に、カッコ内に身分と年齢を併記しており、明

表3 月俸比較表

	KK	NS	ST	SI
明治38年	7円 [17歳/雇]			
39	8円 [18歳/等外]			
40	9円 [19歳]			
41	11円 [20歳]			
42	13円 [21歳]			6円 [19歳/給仕]
43	15円 [22歳]			8円 [20歳]
44	18円 [23歳/店員]			
大正元年	20円 [24歳]	25円 [25歳/店員]		12円 [22歳]
2	23円 [25歳]	30円 [26歳]		13円 [23歳]
3	26円 [26歳]	35円 [27歳]	25円 [25歳/店員]	15円 [24歳]
4	28円 [27歳]	42円 [28歳]	30円 [26歳]	16円 [25歳/準店員]
5	30円 [28歳]		40円 [27歳]	18円 [26歳]
6			50円 [28歳]	28円 [27歳]
7				35円 [28歳]

・NS, ST, SI共に大正7年以降も在勤しているが、本表ではKKに合わせて28歳を最終年にした。

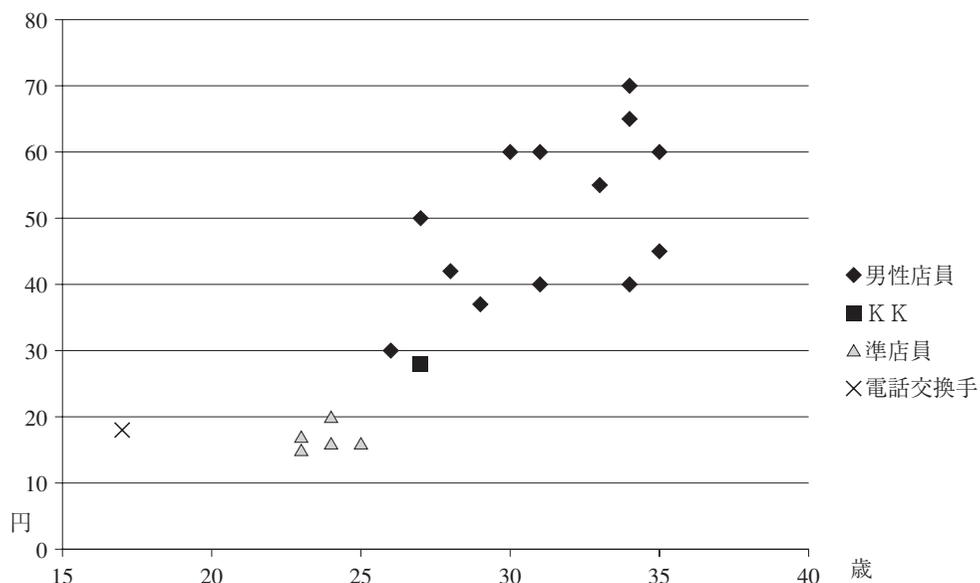
治38年に17歳で臨時雇用扱いの「雇」という身分で入店したKKは翌年に常勤の「等外」、そして同44年に「店員」へ昇格した過程を示している。

本表に掲載した人員を説明する。店員NSは明治44年に神戸高商を卒業して1年ほど地方銀行に勤務し、大正元年2月に25歳で兼松に入店、同年4月に店員昇格、昭和6年に輸入部長の時に44歳で退店した。店員STは東京高商を大正2年春に卒業後、兼松に翌3年4月に25歳で入店した。その間は足尾銅山に勤務経験がある。同年8月に店員に昇格して6年間在店したが、同8年7月に友人と事業を興したいという理由で退店し、大信商会（スラバヤの大信洋行の代理店）という貿易商を創業している。明治42年に19歳で給仕として入店したSIは給仕出身者の中でも将来を囑望された人材で、準店員に昇進した大正4年には準店員の身分で初めてシドニー支店に転任し（それ以前の豪州赴任は店員以上に限定されていた）、同8年に29歳で店員昇格、昭和6年に病気で急死するまで豪州に勤務した。

さて本表で見ると、KKの賃金は毎年約1割の比率で安定的に増給し、「雇」「等外」「店員」と身分が変わっても、その賃金上昇のペースに特段の差異はない。4名の月俸額の比較では、KKの最終年齢である28歳に着目すると、各人の月俸額はKKが30円、NSが42円、STが50円、SIが35円であり、いずれもKKを上回っているが、準店員SIに対してはデフレーター修正を行うと大正7年の同人の月俸額は20円程度に圧縮されるほか、年齢差を勘案しても大正5年の月俸額の単純比較ではKK30円、SIは18円で差が大きく、明らかにSIはKKよりも低給であった¹⁷⁾と言える。

さらにKKの位置を明示するのが大正4年の月俸分布である。これはKKを含めて36歳以下の店員や準店員の月俸額の分布を図化したものであり、27歳28円のKK以外に男性店員13

図3 大正4年の月俸分布



名と準店員5名（もちろん全員男性である）を表示した。ここで看取されるように、KKは男性店員にくらべれば下位に位置しながらも、それは年齢の要因によるところが大きく、おむね一つの集団に内包されて、隔絶した低賃金に置かれているようには感じられない。

また賃金以外に、兼松には奨励実行という独特の制度があった。これは勤続がある程度の年数に達した店員に無償で株式を譲渡するシステムで、株主になれば配当金を得る資格を持った。結局、KKは株式譲渡は受けなかったものの、その大正13年の退店に際して北村寅之助は次のように語っている。¹⁸⁾

縁談にて辞任申出在之候趣、同人の為ニハ御同慶之至ナルモ、三月末決算前此便利の人を失ひ候事、貴店会計部の御不便御尤もニ存候、而も愈退店ト決定の暁ニ於ける慰労金の義ニ付御来示承知仕候、女性ニハ候得共、故店長在世中よりの人ニも在之、且つ勤務過勞の為メ病氣休養と相成、当時既ニ二千円の送金もアリシ後ニ候得共、筆者は此次の奨励実行のときハ、此人も席末ニ加ヘタキ考ナリシ事ニ御座候旁、あまり値切らぬ様御寛大ニ男子並ニ御取計在之度希望仕候

ここで北村はKKの退店を惜しむと共に、退職慰労金については兼松房治郎在世中からの長期勤続の従業員であり、また大正5年に過勞で退職した際に2千円を支給しているが、今回の奨励実行では株主に加えるつもりだったと明かして慰労金を十分に配慮せよと指示する。

文末に「男子並ニ御取計」とあるように男性職員と同様の取扱いを求めており、完全な男女平等とは行かなくとも、女性だからという理由で不利に処遇する意識は見られない。

ただしKKと同時期に在勤していた女性の電話交換手について付言しておく、大正4年の月俸分布図に表示した電話交換手 [17歳] は月俸18円であり、これは男性である準店員5名の月俸17円 [23歳], 16円 [24歳], 16円 [25歳], 15円 [23歳] を上回り、準店員中の最高額20円 [24歳] に対しても年齢を考慮すれば電話交換手のほうが高給である。このように若年従業員の階層では男女間の賃金格差は見られず、企業が女性職員を雇用した動機は男性よりも低給で人件費を軽減するためであったという一般的理解は、さらに厳密に条件を考慮して検討する必要があるように感じられる。

5 結 語

本稿では創業～大戦期を対象に、兼松に就労していた女性従業員を観察した。

創業期の兼松で最も注目されるのは工女集団であり、絹手巾や蚕糸商品の自社製造に多数の工女を雇用していた。後年に日本最大の羊毛輸入業者に成長した兼松も、創業期には安定した収益源となる商品を見出せず、手当たり次第に手を伸じたものの、製造業界の未発達さもあって、有望な商品は社内で製造せざるを得ないという事情が背景にあった。こうした工女集団の活動は創業期の特色の一つであり、その後は多数の工女を雇用して自社製造する手段は取っていない。

その一方で、ホワイトカラーの職場である貿易商社の兼松において、女性従業員の中核となるべき事務職員が登場したのは明治34年で、創業から10年以上が経過している。同37年には記帳補助の女性職員を採用しており、大戦期には会計業務と電話交換手で数名の女性職員が確認できる。

明治37年に採用した記帳補助の女性職員は僅か数ヶ月で退職したが、その補充に雇用したKKは明治38年から大正5年まで12年間在勤し、創業者の兼松房治郎の意向によって女性では唯一の正規店員に昇格した特筆すべき人物であった。従業員の資本参加を積極的に推進するなど進歩的思想の持ち主であった房治郎には、ジェンダーの壁を超えて同一労働・同一賃¹⁹⁾金的な考えがあったのかもしれない。房治郎の没後も、KKに支給された賃金は店員中では低給ながらも、男性職員と隔絶した格差は設けられていない。

しかし女性の正社員登用は当時の企業社会では稀であり、店祖房治郎の逝去（大正2年）後の大正9年に復職したKKは、業務内容は以前と同様ながら身分は店員ではなく、一段低い雑員扱いであった。それはKKだけでなく、戦間期の女性職員は男性職員の下位に置かれて、ジェンダーに基づく隔壁を持った人員構造と分業システムが確立している。ただし戦間期前でも、大正4年の電話交換手の賃金事例から類推するならば、男性職員やKKが属する

集団と別の集団が形成されつつあり、それは戦間期のジェンダー構造の萌芽と解釈すべきかもしれない。

第一次世界大戦から昭和10年までに在勤した約60名の女性事務職員に関しては、簡単ながら入店年・年齢・賃金・配属・退店年等の情報をパネルデータに編成することが可能であり、戦間期の女性職員の就労形態は、そうした分析を利用しながら次稿で明らかにしたい。

注

- 1) ホワイトカラーの女性事務職員に関する研究には、西清子『職業婦人の五十年』（日本評論新社、1955年）、永原和子「良妻賢母主義教育における『家』と職業」（女性史総合研究会編『日本女性史4 近代』東京大学出版会、1982年）、村上信彦『大正期の職業婦人』（ドメス出版、1983年）などがあり、女性史研究の包括的な参考文献は『日本女性史研究文献目録』（東京大学出版会、1983年）が詳しいものの、同書でも事務職員の研究論文は僅少である。近年の研究では、三井物産や三井銀行の女性職員を論じた若林幸男「日本近代ホワイトカラー社会における非正規雇用に対する史的分析——昭和前期金融サービス産業における女性一般職の形成とその処遇を中心として——」（『明治大学社会科学研究所紀要』第49巻1号、2010年）がある。
- 2) 女性職員の動向で驚かされるのは在勤期間が著しく短い人員の存在であり、甚だしきは数日という事例も珍しくない。特に女性職員が増加した戦間期はそうした事例が散見され、例えば大正9年2月19日に入店した電話交換手見習は3日後の22日に退店している。こうした極短期の在勤者は名簿には記載されず、辞令による分析が有効であるものの、『辞令簿』の伝来は不完全で、全年の物が残されているわけではないので限界がある。
- 3) 本表のうち、月給形式は重役・店員と店員待遇・準店員・見習・雇員・倉庫員、日給形式は給仕・日濠館番人・女性職員・雑役者である。
- 4) 村上信彦『大正期の職業婦人』（p138）。また前掲の若林論文によれば、三井物産における女性職員（臨時雇用）の初見は兼松より数年遅い明治38年で、その職種は参事付秘書かタイピストであったという。
- 5) 神戸大学経済経営研究所編『兼松商店史料』（第I巻、2006年、p73）
- 6) 神戸大学経済経営研究所編『兼松商店史料』（第I巻、2006年、p83）
- 7) 藤村聡（2002）「明治・大正期における貿易商社“兼松”の通信手段とその費用」『[神戸大学経済経営研究所] 経済経営研究』第52号参照
- 8) 『日豪間通信 シドニー来状』私信、明治37年10月31日、北村寅之助執筆
- 9) 『日豪間通信 東京発状』号外信、明治43年6月6日、前田卯之助執筆
- 10) 兼松の本拠地である神戸で女子商業学校が開設されたのは東京・横浜・名古屋よりもかなり遅く、大正年間まで待たなければならなかった。
- 11) 大正元年の神戸本店には電話交換手が存在したと思われるほか、大正5年の東京支店も電話交換手が在勤した可能性は大きいだが、史料では確認できない。
- 12) 大戦期には女性職員の採用は停止し、大正8年になって再開したと伝える『兼松商店史料』の記述もある。ちなみに大正9年の兼松の女性職員は4名にすぎず、大戦前から増員していない。
- 13) 神戸大学経済経営研究所編『日豪間通信 大正期シドニー来状』（第I巻、2004年、p278）

- 14) 神戸大学経済経営研究所編『日豪間通信 大正期シドニー来状』（第Ⅱ巻，2005年，p91）
- 15) 藤村聡「戦前期企業の退職実態——貿易商社兼松の退職制度——」（『国民経済雑誌』第193巻 2号，2006年）を参照
- 16) 益田乾次郎『わがビジネスわが半生』（ダイヤモンド社，1978年，p28）
- 17) 大正5年を基準にすると，同6年の物価上昇率は1.2倍，同7年は1.7倍である。ただしKKの月俸は23円で固定され，以後は月手当金を加算する形式で増給された。このような変則的な手法はKKだけで男性店員には見られず，男女間の格差は小さかったとは言うものの，完全にジェンダーの壁を超えて同列の立場が実現されたわけでない。
- 18) 神戸大学経済経営研究所編『日豪間通信 大正期シドニー来状』（第Ⅵ巻，2010年，p83）
- 19) 明治30年代の三越呉服店では，女性店員の精勤と優秀さに着目した三越理事の日比翁助の意向で女性店員を大量採用したものの，長期勤続の期待とは裏腹に結婚を契機に退職する者が続出し，雇用者側よりも女性側（あるいは社会意識）に長期勤続を困難にする要因があったと言われる（村上信彦『大正期の職業婦人』p67）。